

日精診発第 100304-8 号

平成 22 年 3 月 4 日

厚生労働省 社会援護局  
精神・障害保健課長 福田 祐典 殿

社団法人 日本精神神経科診療所協会  
会長 三野 進



## 「精神科デイ・ケア等における食事加算廃止」の再検討を要望します。

4 月の診療報酬改定で、「精神科デイ・ケア等の見直し」として精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、重度認知症患者デイ・ケアにおける食事加算廃止がうち出されました。このことは、診療所の通院・在宅精神療法の 20 点減点とともに、精神科外来医療の軽視を示すものです。

今回私たちは日精診のデイ・ケア併設診療所に対して食事加算廃止に関しての緊急アンケート調査を実施しました。食事提供している 154 ケ所の診療所のうち食事加算を行っている診療所は 124 ケ所（80%）でした。食事のために雇用している職員は 200 名に及び、給食設備を有しているところも多数ありました。

デイ・ケア等での食事提供は、①精神障害に伴って、規則的でバランスのとれた食生活が困難な状態の解消、②肥満やメタボ対策、③食事の時間を共有してのコミュニケーション能力の改善、④単身生活の維持等大きな治療的な意義があります。

日精診デイ・ケア等併設会員は、「入院医療から地域生活への移行」の理念の実現に向けて、乏しい資力を割いてデイ・ケア等を運営しています。今後、地域移行・地域生活支援を充実させていくためには、デイ・ケア等の精神科外来医療をより一層充実させる必要があります。

この度の精神科デイ・ケア等における食事加算の廃止は「入院医療から地域生活への移行」の理念に逆行するものと言わざるをえません。

私たちは、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、重度認知症患者デイ・ケアの継続が困難な状況をもたらす今回の改訂は容認できません。精神科デイ・ケア等の食事加算廃止の再検討を要望します。

以上

日精診発第 100304-9 号

平成 22 年 3 月 4 日

厚生労働省 保険局  
医療課長 佐藤 敏信 殿

社団法人 日本精神神経科診療所協会  
会長 三野 進



## 「精神科デイ・ケア等における食事加算廃止」の再検討を要望します。

4 月の診療報酬改定で、「精神科デイ・ケア等の見直し」として精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、重度認知症患者デイ・ケアにおける食事加算廃止がうち出されました。このことは、診療所の通院・在宅精神療法の 20 点減点とともに、精神科外来医療の軽視を示すものです。

今回私たちは日精診のデイ・ケア併設診療所に対して食事加算廃止に関しての緊急アンケート調査を実施しました。食事提供している 154 ヶ所の診療所のうち食事加算を行っている診療所は 124 ヶ所 (80%) でした。食事のために雇用している職員は 200 名に及び、給食設備を有しているところも多数ありました。

デイ・ケア等での食事提供は、①精神障害に伴って、規則的でバランスのとれた食生活が困難な状態の解消、②肥満やメタボ対策、③食事の時間を共有してのコミュニケーション能力の改善、④単身生活の維持等大きな治療的な意義があります。

日精診デイ・ケア等併設会員は、「入院医療から地域生活への移行」の理念の実現に向けて、乏しい資力を割いてデイ・ケア等を運営しています。今後、地域移行・地域生活支援を充実させていくためには、デイ・ケア等の精神科外来医療をより一層充実させる必要があります。

この度の精神科デイ・ケア等における食事加算の廃止は「入院医療から地域生活への移行」の理念に逆行するものと言わざるをえません。

私たちは、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、重度認知症患者デイ・ケアの継続が困難な状況をもたらす今回の改訂は容認できません。精神科デイ・ケア等の食事加算廃止の再検討を要望します。

以上